

試験及びレポートでの不正行為には 厳しく対応します！



処分内容：停学 3 か月＋履修中の科目全て「G」評価

※教場試験における不正行為（カンニング等）、レポートにおける不正行為（盗用・剽窃等）に対し、原則上記処分が課せられます。

- 1) 学生処分が発生した場合、本人が特定できない範囲で処分内容が教育学部生に対して MyWaseda お知らせ表示等を用いて公示されます。
- 2) 上記処分を課せられた場合、4年間での卒業が困難となります。卒業年次で就職先や進学先が内定している場合も原則として同様の扱いになります。
- 3) 昨今、レポート剽窃での学生処分が多数発生しております。意図的な剽窃でない場合であっても処分対象になりえますのでレポートの書き方について今一度ご確認ください。

● 20240401_教育学部レポート作成の手引き

<https://waseda.box.com/s/xgtdkcyv4axr8pu0jfp6s3jrziot9894>



停学処分には以下の処置が伴います

- (1) 学生証の所属事務所での保管
- (2) 登校の禁止（事務所から呼び出しがあった場合は登校を許可します）
- (3) 課外活動および体育各部活動の禁止
- (4) 早稲田大学の諸施設（図書館・学生会館等）の利用禁止
- (5) 停学期間中の科目登録禁止
- (6) 当該年度学内奨学金の全額返還、および停学期間中の日本学生支援機構奨学金の支給停止。民間財団等の奨学金は当該財団の判断による

早稲田大学 教育学部

2009 年 4 月 1 日 初版

2015 年 5 月 11 日 改訂

2024 年 4 月 1 日 改訂

レポートにおける不正行為の発生を未然に防ぐため、教育学部では 2012 年 6 月※に『レポート作成の手引き』を発行いたしました。

教育学部ホームページに掲載している他、16 号館 2 階のサービスルームでも配布していますので、目を通すようにしてください。

2024年4月改定